

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 7     | 生活保護に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、生活保護に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

周南市長

## 公表日

令和7年3月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 生活保護事務   |
| ②事務の概要                   | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務<br>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)による保護の実施に関する事務  |
| ③システムの名称                 | 生活保護システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、団体内統合宛名システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 生活保護世帯員情報ファイル            |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 1. 情報利用の根拠<br>(1)番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項<br>番号法別表の23の項及び別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条<br>(2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項<br>2. 情報提供の根拠<br>(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が「都道府県知事等」のうち特定個人情報の欄に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172)<br>(2)番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 1. 情報提供の根拠<br>(1)番号法第19条第8号<br>(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項のうち情報提供者が「都道府県知事等」の項<br>2. 情報照会の根拠<br>(1)番号法第19条第8号<br>(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、43及び162の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 周南市役所 福祉部 生活支援課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 周南市役所 福祉部 生活支援課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8453)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 周南市役所 福祉部 生活支援課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8453)   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</li> </ul> |   |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div><br>[    十分に行っている    ]  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <div style="text-align: right;">[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策    ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div><br>[    十分である    ]   |
| 判断の根拠   | 宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようアクセス制御を行っている。  |

